

# 特定資産取扱規程

## （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人樂美術館（以下美術館という）の特定資産の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この規程において、特定資産とは特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産をいう。

## （特定資産の保有）

第3条 本美術館は、特定資産を保有することができる。

- （1） 館維持引当資産
- （2） 作品資料補充引当資産

## （特定資産の保有に係る理事会承認手続き）

第4条 本美術館が、前条の特定資産を新しく保有しようとするときは、理事長はその名称、目的、将来の特定の活動内容、計画期間、活動の実施時期、積立限度額、管理・運営方法及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。

2 前項において承認された特定資産の内容を変更する場合は、その内容を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。

## （特定資産の区分等）

第5条 前条の特定資産には、貸借対照表及び財産目録にて目的を示した名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

2 前項の資産を、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

## （特定資産の管理・運用）

第6条 特定資産は、別に定める「財産運用規定」に基づき、管理・運用を行う。

## （目的外の取り崩し等）

第7条 第4条から第5条までの特定資産の取り崩しに関する規程に関わらず、目的外の取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

## （改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行い、評議会に報告する。

附則 この規程は、令和5年3月14日から施行する。